



夫婦会員制度 導入のお知らせ



夫婦会員制度とは？

夫婦で入会（更新）される場合、夫婦それぞれについて年会費が半額になります。

(年会費 2,400 円→1,200 円)

例) ① 共に現会員の場合

次年度の会費から半額になります。

② 配偶者が新たに入会した場合

現会員 年会費 2,400 円

新入会員 年会費 1,200 円 (半額)

※次年度から共に半額になります。

③ 共に新規入会した場合

共に半額

この制度をご利用される方は、裏面の「会費減免申請書」をご記入うえ、最寄りのセンターへお持ちください。

現在夫婦で入会されていない方は是非配偶者の方の入会をおすすめください！

会員会費規定抜粋

第2条第4項

正会員のうち、夫婦ともに正会員となり別紙様式第1号により減額を申し出た者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が理事会で承認を得た場合には、前条第1号若しくは第2号の会費を夫婦それぞれ半額とすることができる。すでに会員となっていた者の会費の額については、配偶者が正会員となった年の初年度以降この規程を適用する。ただし、夫婦会員として減額を受けていた者のうち、いずれか一方の配偶者が会員の資格を喪失した場合には、その次年度以降の会費の減額はしない。